

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和5年第3回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和5年9月12日（火） 開会：午前9時57分 閉会：午後 0時17分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第65号 筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について

議案第66号 筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の制定について

議案第67号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算

議案第68号 令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

4 出席委員

委員長 中座 敏和君 副委員長 仁平 正巳君

委員 新井 暁君 委員 國府田和弘君 委員 日高 久江君

委員 小倉ひと美君 委員 大嶋 茂君 委員 三浦 譲君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

委員長

中座 敏和

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、条例議案2案、補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず、請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 改めまして、おはようございます。本日は発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。私、申し遅れましたが、本請願の団体であります茨城県教職員組合で副執行委員長をしております〇〇〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

お時間も限られておりますので、早速説明のほうに入らせていただきます。本日、資料として2部、2種類お配りさせていただきましたので、こちらの資料などもお話をお聞きになりながら御覧いただければ幸いです。

まず、本請願は教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度の堅持をお願いしているものでございます。義務標準法が2021年3月に改正され、小学校での35人以下学級が実現して、2025年度で小学校全学年に完了となります。そういうことですので、さらに中学校での35人以下学級を願っているものでございます。実現には法改正が必要なことから、本請願を行い、県並びに市町村議会の皆様に国への意見書提出を毎年お願いしている次第でございます。

本請願に対し、全国各議会の皆様方には、長年にわたり意見書のご提出をいただいている。そして、その成果として、小学校35人学級の実現に結びついたということに相違ございません。

また、義務教育費国庫負担制度も削減、なくなるのではないかというような懸念もあるわけですが、堅持されているのも皆様方のお力添えのおかげと確信しております。義務標準法は、40年ぶりと実に長い年月を要しての改正です。

大変前置きが長くなりましたけれども、初めに教職員定数の改善です。改善とは、具体的には総数を増やすことを指しています。最も期待される効果は、教職員数が増えれば、学級数も増え、1学級当たりの子供の数も減ることから、何といても、よりきめ細かな指導による教育効果が期待できるということでございます。

また、今、教職員の働き方が問題視されていますが、教職員の増は業務の負担減をもたらし、その分の時間が本来の教材研究の時間として保障され、質のよい授業にもつながります。現在求められている教育は、質も量も上がっています。プログラミング教育とか、外国語教育、「〇〇、おまえ外国語教えろ」と言われたら、子供、大変発音も全然違うまずい教育になると思っていますし、そういうわけですので、本当にそういうものがたくさんありますので、専門性を要求されるものも数多くあり、1人で対応することに苦慮しています。また、不登校、情緒不安、外国籍と、多様な支援を要する児童生徒も増えており、障害者差別解消法では、合理的配慮の上で、共に学ぶことが求められる時代となっています。これらに対応するには、教職員数を増やし、少人数での学習が根本の解決法となります。

別な視点、教職員の働き方から見てみますと、社会の関心が高まり、大きく取り上げられるようになって久しくなりましたが、現状は何にも変わっていないというのが事実でございます。時間の関係上、簡単に触れさせていただきますが、本日資料としてお配りしましたこちらの2枚とじの資料ですが、1枚めくっていただいて、2ページ目、御覧ください。こちらは、日教組が昨年行った学校現場の働き方改革に関する意識調査の結果、一番上のグラフを御覧ください。青色部分は正規の勤務時間でございます。オレンジが時間外在校等時間で、こちらを見ていただくと、平均小学校62時間40分、中学校95時間40分と、この数値には土、日がカウントされておりませんので、それでも上限45時間を優に超えているのが実態でございます。持ち帰る仕事まで含めると、小学校でも実に90時間、中学校は120時間と、働き方改革という言葉だけが独り歩きしている現実がお分かりいただけるのではないかなということで、現場には全く下りてきていないのだと、本当にまさに絵空事になっているという現実がお分かりいただけるかと思えます。

こんな実態の中、服務監督者であります市町村教育委員会は、国が求める基準をどうやって守らせているのでしょうか。超勤時間の解消は、教職員の意識改革や学校任せの削減策では限界があり、到底実現不可能でございますので、議会や教育委員会の皆様方からも教職員定数や加配定数、スタッフ職、部活動指導員など、とにかく人の配置が必要で、配置は国が主導すべきとの声を上げていただきたいのでございます。

また、教職員の超勤、過労が問題になっています。教師自身の健康被害もですが、何よりも子供たちへの影響でございます。教師が疲弊してはいない授業はできません。自己研さん意欲はあっても、いろいろな仕事に追われ、時間的余裕がなく、教師自身がクリエイティブにならなくてはならない状況でございます。そういうことから、ましてや療休になり、担任不在という現実も起こっております。もう皆さんこうなればお分かりかと思いますが、その影響はなおさら深刻で、子供たちは担任不在、教務主任とか、ややもすると教頭が担任までしているなんていう学校もあるようです。本当にこれでいい教育になるはずがないということでございます。

文部科学省の来年度概算要求が8月末に出ました。教職員定数をはじめ、正科教員や教員業務支援員、学習指導員、こういった配置増が示されましたけれども、これを全国で割ってしまうと、茨城県に入ってくる者は本当に全く十分とは言えない予算措置であります。超勤業務削減には、何度も申し上げますけれども、予算をつけて人を増やす以外の手だてはないと確信しております。

次に、教育予算確保の観点からです。教職員の人件費は、義務教育費国庫負担制度の下、ご存じのように3分の1を国が負担することで、人数は管理されていますし、日本のどこに住んでいても一定水準の教育が保障されております。文部科学省は、法改正を行って、定数改善をしようと努力しているようです。

けれども、財務省のほうとの関係があまり進んでいないという現状でございます。今年度教職員人件費の国庫負担額は1兆5,216億円と、前年比プラス201億円、加配定数では小学校専科への対応で1,100人、プラス1,100人です。中学校生徒指導体制の強化でプラス160人と、その他全体では4,808人と、前年度比はプラスになっておりますけれども、やはりこちらも各県で配分すると微々たるものしか茨城県には入ってこないということで、全く十分な予算措置になっているというのは言いがたい。非常に残念です。けれども、何とか定数減にならずに、配置増になっているという現実がございますので、これはやはり本請願に対し、何度も申し上げておりますが、全国の多くの市町村から県へ意見書をご提出いただいている、それが国に届いている成果だと間違いなく私たちは確信しております。文部科学省の概算要求を通すためにも、財務省の削減を最小限にするためにも、地方議会のお力をお借りし初めてなし得るものと確信しています。

まとめますと、何点か申し上げます。完全実施となった学習指導要領では、思考力、判断力の育成重視の学習内容から、少人数学級の重要性がますます高まっています。学習指導要領への対応で、子供と向き合う時間の確保による質の高い教育の実現には、教職員の定数改善策定が急務です。地方の財政状況等で地域間格差が生じないように、教育の機会均等と教育水準の維持向上からも教職員定数の改善が必要です。学級数に応じた教員定数が基本のため、学級数だけでなく、児童数をも加味した加配となるようにしていただきたいということです。特に小規模単学級あるいは複式学級、こういう学校には緊急時対応に非常に危機感があります。誰が児童生徒を誘導するのだと、少人数で。というような懸念があり、小規模校への教員定数も増やす必要があります。多様な児童生徒への対応として、特別支援担当教員の配置が必要です。生徒指導上での問題発生時対応として、生徒指導専任教員の配置や、大規模校には複数配置が必要です。これらのことを実現を求めているのが本請願でございます。

なお、全国知事会、市長会、全国市議会議長会、都道府県教育長協議会、全日本中学校長会、全国連合小学校長会、日本PTA全国協議会等からも同様の教職員定数増の要望が出されております。今年度も筑西市議会の皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

大変長くなって恐縮でございました。雑駁な説明ではございましたが、以上でございます。

○委員長（中座敏和君） それでは、ただいまの説明に対して質疑はございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どうもご苦労さまです。先生が足りないとか、忙しいというのがもう定着してしまっているような状況で、筑西市も議会での答弁を聞くと、全くそのとおりです。ですから、これは本当に当たり前といいますか、そういう請願だと思います。

それで、実態をちょっとお聞かせ願いたいのですが、教育は子供のためにあるわけで、その子供と教師が接する時間というのがなかなかないというふうにもいろいろ報道されていますけれども、そういった部分は実態どうなのかというところをちょっとお聞かせしてほしいということです。

それともう1つは、義務教育国庫負担制度がなくなるかもしれないというような、そういう動きがあるということなのかなとお話聞いていて思ったわけなのですが、その背景といいますか、そういうのはどうということなのかなというところをお願いします。

○委員長（中座敏和君） では、説明者の方、お願いします。

○請願提出者 まず、第1点目の子供と向き合う時間が不足している、どういうことなのかなというご質問だったかと思うのですが、学校の教員、本当に朝、子供たちが本当は例えば8時10分ぐらいが始業時刻

としますと、子供たちは25分、30分前には登校している。そうすると子供たちに何かあったら大変なのだから、その時間に来ているのは当たり前だろうということで来ます。でも、教室には子供たちいますから、そうするともうそこに行って、子供たちの様子を観察しながら、「昨日何うちでやったの」とか、いろいろな話を子供たちとしているうちに始業時間になり、朝の会が始まり、その次1時間目が始まります。そうするともう先生たち、そこではもう全然自分の仕事はできないわけです。本来なら勤務時間外なので、8時10分まで学校に行ってから二、三十分仕事ができればまだいいのですけれども、そこではできない。もちろん授業が始まれば、休み時間、業間の休み時間があっても、子供たちと接していると何もできない。1日給食の時間も子供たちの様子を観察しているとできないということで、ちょっとご質問があった趣旨とは若干ずれるかも分かりませんが、とにかくその自分の仕事をしている時間がなく、いつまでも時間がなく、できない。子供たちのノートはいつ見る。給食を食べて、「ごめんね。ちょっと先生仕事あるから」と子供たちの席から離れ、そこで丸つけ始まる。子供たちと給食の時間に本当だったらゆっくり「おいしいね。これこんなふうな料理なんだよ」とか、いろいろ話しながら本当だったら食べるのがいい関係はつくれるのだらうと思うのですが、そういうのもできず、そこで丸つけ。そういった日常で、子供たちが帰ってからやっと自分の仕事始まるというような学校の先生方は1日を過ごしています。

そうすると、いろいろな報告文書があったり、そして学校での起案、行事計画の担当ごとにいろいろな起案があって、その仕事をしていると気がつく、あら、7時、8時、これは当たり前というような日々になっているということで、本来なら放課後の時間も「子供たち、今日の1日どうだったのかな」、「Aさんはああ、ちょっと今日元気なかったよな。電話してみようかな」という時間もない。1日の中でそうやって終わっていつてしまっているのがやっぱり一番子供と向き合う時間が削られているというような状況なのかなと思っています。

2点目……

（「国庫負担制度」と呼ぶ者あり）

○**請願提出者**（続）国庫負担制度、私のそれは言葉が大変申し訳ございません。私たちはもしかしたらやはり財務省は財源切ろうとしているので、国庫負担が地方に下りてこなくなったら、地方の財政は逼迫するよな。当然教育予算って削られていつてしまいますねというような、そういう危惧があるというだけで、別にそういう動きがあるというような確実な話ではございません。大変私の言葉が足りなかった分おわび申し上げます。

すみません。長くなりました。

○**委員長（中座敏和君）** いいですか、三浦委員。

○**委員（三浦 譲君）** はい、いいです。

○**委員長（中座敏和君）** ほかに。

大嶋委員。

○**委員（大嶋 茂君）** 私のほうからちょっと2点お尋ねします。

請願事項1なのですが、人員の増、クラスを増やすことによって人員の増ということなのですが、今、児童生徒の減少、これは全国的に、この筑西市においても学校の統廃合、これが進んでいます。そうしますと、今の先生の数でどのぐらい足りなくなるのかというような、労働組合はそういうのを検討しているのですか。児童生徒がかなり減っていますよね。私の地区なんかでも毎年中学校で1クラスずつ減ってい

る。そういった中で、先生余りというのは出てくるでしょう。そういった中で調整、こういうシミュレーションというのは労働組合としてやっているのか。

もう1つ、これは教育委員会と行政は離れて、教育委員会というのは独立してやってきました。そうしますと報酬、給料表、これ一般行政職から比べますと、大体2号高い。これはご存じですよ。そういった中で、それはやっぱり余計な先生には負担があるということで、その給料表も多分平均して2号だと思えますね、どの地区も。そういったことで残業手当はつかないのだけれども、そういった中で報酬についてもそういう配慮がなされてきた。こういった中で、一般行政職と同じような仕事、時間になってきますと、当然報酬の問題なんかもこれは当然文部科学省のほうでも問題になってくると思う。

その2点。児童生徒が減ってきて、さらに増にしろ、増にしろではなくて、そこら辺の調整やっているのか。あと、報酬の問題、2号アップ、これをどうするのか。そういったところで大分違いますよ、私調べてきましたら。大体60万円とか50万円、その年齢によって違いますけれども、年収で一般の行政職から比べますと、完全に教育職は高いです。そういった中で、ただ人数増やせ、時間詰める。余計なことはやる。多分その給料表作成に当たって、古い、大分昔のことかと思いますが、この2号アップというのは、そういう余計な労働力とか手間暇、そういったことで2号アップの給料表ができてきたのではないかと、そういったことも踏まえてやらないと、やっぱり国民から反発来ます。この2点、いかがでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方、簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 大変申し訳ございません。ちょっと私も勉強不足で、シミュレーションは、1点目のほうの学級数が減っていく。これは、もう事実ですよ。統廃合が進んでいったときの、では実際にどれぐらいの教員が足りなくなっていくのか。ちょっとシミュレーションはできていなくて、お答えできなくて申し訳ないのですが、先ほども申し上げたその休職者、そういった者も大変多くなっているということで、実際に年度当初から茨城県でも今年度は64人だったでしょうか、年度初めから担任がいないという、定数に満たないという状況が起こっているの、やはり教職員を目指す人たちをつくらなくてはいけないという思いがあるというぐらいで、ちょっと申し訳ございません、お答えになっていなくて。

あと、給料表のことは、年間で先ほど60万円とおっしゃっていましたが……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○請願提出者 （続）実際にそこまで違うかどうかというのも把握できていなくて……

（「いや、私は調べました」と呼ぶ者あり）

○請願提出者 （続）申し訳ないです、お答えできなくて。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そういったことで、やはり現状に合わせたこういう請願というのは出したほうがいいですよ。これ毎年出てきていますよね、毎年。ただ、やっぱりそれ数字の積み重ね、こういうものがないとやっぱり説得力がないですよ。これからそのやっぱり積み上げというのは出すべきだと思います。この人口減少、児童生徒の減少、こういったものはやっぱり現実的になっていますから、筑西市でもかなり児童生徒減ってきています。これ教育部長いますから、分かりますけれども、その先生も余ってくるよね、現状の先生。退職して調整もあるでしょうけれども、今の人口ですと、その先生の中でやりくりというのを考えなくては、実際足りなければその積み重ねの中で構わないのですが、我々単純に考えますと、やっぱりそういった数字の積み上げで立っていくのではないかというような想定もできます。そういった

点は、やっぱり数字の積み上げはすべきではないでしょうか。

以上です。結構です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

では、説明者の方、はい。

○請願提出者 先ほどちょっと申しそびれた部分がありまして、確かに児童生徒が減れば、児童生徒数が減っている事実があります。そうすると統廃合、そうすると統廃合によって児童生徒が増えるので、そこで学級の1学級数の児童生徒も増えていくので、そういうこともあります。

そして、あと、今現在、先ほど説明の中でもお話ししましたが、小学校では2025年度に小学校6年生までが35人学級が実現はできるのですが、その35人といっても、ちょっと言葉が好ましくない言葉を遣ったらごめんなさいなのですが、特別支援学級在籍児童生徒も時として親学級なんて言っていますが、普通学級に戻ってくるわけです、教科によって。そうすると35人でいた学級も38人、39人、中学校だと43人、44人なんていう学級も出てくる。本当に今いろいろな多様な子供たちが説明の中にもしましたが、1学級の中におります。それをやはり1人で見るとは大変なので、こっち見ていればこっちの子がいろいろなことになってしまうというようなことで、それを2つに分けてほしいと。その35人学級の中に特別支援在籍児童生徒も含めた35人以下学級、40人以下学級を実現してほしいということで、そうするとクラスが2つに分かれると先生の数は増えないと駄目ですねというような意味も含めての教職員定数増という請願でございます。すみません。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

國府田委員。

○委員（國府田和弘君） 丁寧なご説明ありがとうございました。私のほうから2点ちょっと質問させていただきます。

まず1つ目が、学校の先生という、実は昔からずっと同じようなルーティンをやっているのではないかと思うのですけれども、過去やっていたもの、またはやっていなかったもの、今やらなければいけないもの、やらなくていいものというのが出てきているかと思うのですけれども、その仕事量を実際には中身です。このやらなくていいもの、やらなければいけないもの、これがどう変わってきたかというのをちょっと簡潔に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方、はい。

○請願提出者 やらなくていいものって、今、やらなくてはいけなくなったもの、増えたものといいますと、やはり一番は調査報告書の増ですか、これが一番大きいです。同じような報告書調査があっちから、こっちから来て、やらなくてはいけない。

それから、こちらもちょうと言葉が不適切だったら申し訳ないのですが、保護者からの要望が、あるいはクレーム、そういったものが非常に多くなっている。もちろんこれは我々教員側にも不適切な部分があったとも思いますが、それにしても昔はもう少し寛容でいてくださったのが、今はもうそういうのではないということで、へたすると夜も9時、10時までクレームの電話があると1時間は当たり前というようなことになっている。そういうわけで、学校も留守番電話というような対応が取られているところが増えてきています。一番大きいのは、この辺の2点でしょうか。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。では、簡単に要約しますと、作業としてなくなったものではなく、基本的に作業はどんどん膨大に増えていくというような、このような状況を今、教員を取り巻いている状況ということで、生徒へのケアはもちろんのことですが、さらにこういうふうな仕事が増え続けていく。そして、先生がどんどん時間を取られて、生徒と接する機会が失われていく。そして、先生の時間がどんどん削られていくということで、このようなことがどんどん積み重ねた結果がこの労働実態にグラフとして表れているのではないかと思います。

実際、私の実は友人も高校の教師をやっておりましたが、メンタル面でやられてしまいました、休職、そして退職というふうになってしまいました。ちょっとお伺いしたところ、休職だと先生の補充は充てられないと聞いたのですけれども、これちょっと分かりましたらお願いします。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方、どうぞ。

○請願提出者 いや、そんなことはございません。1か月以上休職になれば、当然配置があるはずなのですが、人がいないのです。そういうことだと思うのです。もう教職を目指す学生がいなくなっている。そして、早期退職された方が「もうやらないよ」と、もう定年も終わった。定年前にお辞めになった方にも、「何とか人いないから頼むけど」と言っても、「もう、もうと。もうその苦労はしたくない」と、学生も教師を目指さないということで、倍率が去年が4.1倍ぐらいだったのが、今年は3.7倍というような低倍率となっているという状況です。後釜がないということです。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田和弘君） ありがとうございます。状況はよく分かりました。

○委員長（中座敏和君） よろしいですね。

ありがとうございます。説明者の方はご退席をお願いいたします。

〔請願提出者退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、請願第2号について協議を願います。

ご意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 以上で協議を終了します。

それでは、これより採決いたします。

請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際の「提出者」を委員長の私とし、「賛成者」をただいま賛成いただきました委員の皆様といたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 以上で請願の審査を終了します。

参加者の報告用紙を回収します。

それでは、執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第67号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

健康増進課から説明を願います。

百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 健康増進増進課の百目鬼です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明いたします。一般会計補正予算のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

14ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健センター管理費、説明欄、あけの元気館修繕事業154万円の増額をお願いするものでございます。これは、あけの元気館等複合施設において、昨年局地的な大雨が原因で雨漏りが発生したことから、屋根の改修に向け、令和5年度は基本設計、令和6年度に実施設計を予定しておりましたが、全国的に局地的な大雨が頻発している状況を踏まえ、速やかな改修工事が必要と考えられることから、実施計画を前倒しして行うものでございます。これにより、節12の委託料において、当初予定していた屋根改修調査設計委託料181万5,000円と増額分と合わせて実施設計委託料として335万5,000円を計上させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課から説明を願います。

長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。着座にて失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち、地域医療推進課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案書の11ページ、こちらのほうを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入のうち、款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入（衛生）、説明欄23、夜間休日一次救急診療所医療収入3,272万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和2年3月から休診中の夜間休日一次救急診療所につきまして、現在野殿地内にあります臨時地域外来検査センターの施設を活用しまして、10月以降、日曜日、祝日に限定して段階的に再開していく予定であり、来年の2月末日まで小林地内の夜間休日一次救急診療所の施設を使用しないため、当初の医療収入としての歳入が見込めないことによる減額でございます。

その下、説明欄49、臨時地域外来検査センター診療収入369万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明しました臨時地域外来センターの施設を活用した夜間休日一次救急診療所の段階的再開に伴いまして、同検査センターとしての診療収入に係る増額でございます。

同じく、その下、説明欄50、真壁医師会地域外来・検査センター運営委託料2,941万6,000円の減額をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症のいわゆる感染症法上の位置づけが5月8日から5類に移行し、補助事業の終了に伴いまして、4月1日から5月7日までの運営委託料が確定したことによる減額でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出のうち、款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、夜間休日一次救急診療所運営費2,166万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明しました休診中の夜間休日一次救急診療所の段階的な再開について、臨時地域外来検査センターの施設の活用による減額でございます。

内訳としまして、1、報酬72万7,000円の減額でございますが、看護師及び医療事務の会計年度任用職員報酬の減額でございます。

次に、7、報償費2,093万4,000円の減額でございますが、医師謝礼金の減額でございます。併せまして、補正額の財源内訳欄でございますが、診療所医療収入の減額に伴い、一般財源1,106万6,000円を財源振替するものでございます。

続きまして、説明欄、新型コロナウイルス感染症検査事業889万1,000円の減額をお願いするものでございます。こちらは、検査の依頼件数の減少及び夜間休日一次救急診療所の日曜、祝日の段階的再開を臨時地域外来検査センターの施設を活用して実施することにより、土曜日の検査を行わないことで、検査日数が減ることに伴う減額でございます。

内訳としましては、1、報酬142万2,000円の増額でございますが、10月以降、段階的再開による看護師及び医療事務の会計年度任用職員報酬の増額でございます。

次に、3、職員手当等54万3,000円の増額でございますが、日曜、祝日に勤務することによる時間外勤務手当及び休日勤務手当の増額でございます。

次に、7、報償費40万円の増額でございますが、6月までの検査をしなかった日の実績分及び10月以降休止となる土曜日の検査に要する医師謝礼金411万8,000円の減額、また10月以降、日曜、祝日の診察における医師及び薬剤師謝礼金451万8,000円の増額に係る差引額でございます。

次に、10、需用費101万1,000円の増額でございますが、在庫の医療消耗品を活用することで、消耗品費87万7,000円の減額、また10月以降の診察で、患者さんに処方する医薬材料費188万8,000円の増額に係る差引額でございます。

次に、11、役務費77万8,000円の減額でございますが、こちらはドライブスルー診察で患者さんと携帯電話を利用した問診、確認作業の実績により、電信電話料12万9,000円の減額、また6月までの医療廃棄物の収集運搬の実績及び7月以降の医療廃棄物の収集運搬の見直しによる手数料22万8,000円の減額、医師休業補償保険料の支払い手続に伴うその他の保険料42万1,000円の減額に係る合計額でございます。

次に、12、委託料1,484万9,000円の減額でございますが、当初予算に比べ減額して契約できたことに伴う警備委託料2万6,000円の減額、日曜、祝日の診察の運営補助業務に係る人材派遣委託料85万8,000円の増額、6月までの検査実績と土曜日の検査休止及び7月以降の検査人数の減少による新型コロナウイルス

検査委託料1,568万1,000円の減額に係る差引額でございます。

次に、13、使用料及び賃借料149万1,000円の増額でございますが、当初予算に比べ減額して契約できたことに伴う診療報酬電子請求システム端末に係る機械器具借上料13万2,000円の減額、また日曜、祝日の診察に係る仮設の診察用コンテナハウスの追加レンタルに要する物品借上料162万3,000円の増額に係る差引額でございます。

次に、14、工事請負費186万9,000円の増額でございますが、日曜、祝日の診察に伴い、増設するカーポート、医療廃棄物保管庫などの設置、撤去に係る臨時地域外来検査センター施設設置及び撤去工事費でございます。

併せまして、補正額の財源内訳欄でございますが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されたことで、真壁医師会地域外来・検査センター運営委託料の減額に伴う一般財源1,682万8,000円の財源振替をするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） これについてもうちちょっと詳しく教えていただきたいのですが、今まで小林でやっていた夜間休日一次救急診療所は、そちらで運営しないで、今、野殿にある臨時地域外来検査センター、そちらのほうで休日とかの診療を行うという認識でいいのかということと、なぜ小林を使わないのか、理由伺いたいので、お願いします。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 小倉委員の質疑にお答えします。

現在、野殿地内にあります臨時地域外来検査センターでございますが、ドライブスルー方式を活用しまして、医師会の先生方とも協議したのですけれども、やはりまだコロナもありますし、施設としても来年の2月末までおおよそ使えるということでめどが立っておりますので、そちらを活用してはということで、医師会の先生とも協議した上でやるというふうに決定したものでございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 医師会の先生の判断で、小林ではなくて、こちらでやるということで、今、PCR検査の依頼数の減少ってありましたけれども、どのぐらいの数で推移してきたのか、伺いたいと思います。

もう1つ、このPCR検査はいつまで続ける予定なのかを伺います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 小倉委員の質疑に答弁します。

検査センターでの検査の実績なのですけれども、2月から6月までの間につきまして、合計で21件、月にしますと4.2件ほど、1か月当たり検査の実施日は13日ほどやっている中で、1か月当たり2月から6月におきましては、4.2件ということで減少しております。

PCR検査のいつまでやるかということなのですけれども、取りあえず国のほうから示されているのは、各医療機関のほうで検査のほうはできるようにということで、地域の診療所、病院等でも検査ができるようになっておりますので、当該検査センターにおきましては、野殿地内にある検査センターを設置している

間につきましては、火曜日及び木曜日について検査のほうを実施していくというふうに考えてございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 検査センターが設置している間ということは、来年2月までは検査を行うということで、あまり検査数が少ないので、公でここまでやる必要があるのかなという疑問も残りますが、その点については検証されているのか、伺います。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 小倉委員の質疑に答弁します。

やはり市のほうで簡易PCRのキット、こちらも今、無料で配布しまして、施設の方々や、あとは一般の市民の方々も検査できるという体制がまだ現在継続している中ですので、こちらにつきましては、その検査のキットがなくなるまで、もしくは2月の末頃まで検査は公的機関としてやっていく責務があるのかなというふうに考えてございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしく願います。着座にて説明させていただきます。

一般会計補正予算のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書の11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。上から2段目、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄2、後期高齢者医療特別会計繰入金3,228万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算が確定したことに伴います一般会計繰出金の精算分でございます。詳細につきましては、議案第69号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課、野村です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

一般会計補正予算のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄4、介護サービス事業特別会計繰入金50万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度介護サービス事業特別会計の決算が確定したことによる一般会計繰出金の精算分の繰入れでございます。詳細につきましては、議案第71号「令和5年度筑西市介護サービス事

業特別会計補正予算（第1号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

一般会計補正予算のうち、介護保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。1段目、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄42、介護保険料低所得者軽減負担金22万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、低所得者に対する令和4年度の介護保険料軽減確定に伴う国の負担金の精算による追加交付分でございます。

次に、5段目、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄33、介護保険料低所得者軽減負担金11万3,000円の増額をお願いするものでございます。これも低所得者に対する令和4年度の介護保険料軽減額確定に伴う県の負担金の精算による追加交付でございます。

次に、11ページを御覧ください。2段目、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億6,863万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度介護保険特別会計の決算に伴い、介護給付費等に係る一般会計繰出金の精算による余剰金の返還金でございます。

次に、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。2段目、款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節27繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金66万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の低所得者に対する介護保険料の軽減額確定に伴い、国、県及び市の公費負担割合による精算分を特別会計に繰り出すものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時 5分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第68号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について審査を願いま

す。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第68号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ374万8,000円を増額するものでございます。

議案書6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金分（市町村分）374万8,000円を増額をお願いするものでございます。これは、国民健康保険直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの令和4年度での運営に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業374万8,000円を増額をお願いするものでございます。これは、歳入で茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 茨城県西部メディカルセンターへということなのですが、この県の補助金というのは、何か計算方法というのですか、何に対しての補助額が何%とか、そういったものがあれば教えていただきたいのですが、お願いします。

○委員長（中座敏和君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

今回の補助金交付対象となった事業と補助金額の算出方法、内訳についてご答弁申し上げます。2つのうちのまず1つですが、医師、看護師、保健師等の確保のために要する経費が対象となってございます。昨年度は看護師派遣会社の求人サイトやナース人材バンクを利用して、看護師7名を確保しておりますけれども、その確保に要した実際の費用、これが731万円ほどかかっております。こちらは、実際の費用をこの交付基準というのがあるのですが、これは対象額が150万円を超える場合は上限100万円ということで、まず1つ目のこの事業に関しては100万円が交付金として交付されることとなります。

もう1つですが、夜間、休日の救急患者受入れ態勢の確保に要する経費が対象となってございます。救急診療に携わります非常勤医師の支払賃金の合計額、こちらが2,002万円ほどあるわけですが、補助交付基準に当てはめた補助上限額というのがありまして、これが医師1人1回当たりの補助対象上限額が決まっております。休日に関しては1人当たり1回1万3,570円、休日の補助対象日数というのが154日ありますので、まず休日に関しては1万3,570円掛ける154日、夜間に関しては1人1回当たり1万8,659円、補助対象となった日数が109日ですので、1万8,659円掛ける109日を足します。休日と夜間のそれぞれの算出した

金額が412万3,611円となるわけですが、この金額の3分の2の金額274万9,000円、先ほどお答えしました100万円と合わせて374万9,000円となっております。

以上です。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第68号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「令和5年度筑西市筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） 引き続きよろしく願いいたします。

議案第69号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,228万円の増額をお願いするものでございます。

議案書の6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4項1目1繰越金、節1、説明欄1、前年度繰越金3,228万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金3,228万円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入で計上いたしました前年度繰越金を後期高齢者医療特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第69号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決をいたします。

議案第69号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第70号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。
介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第70号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億3,132万円を追加するものでございます。

初めに、6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節3保険料公費負担分繰入金、説明欄1、保険料公費負担分繰入金66万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の低所得者に対する介護保険料軽減額の確定に伴う国、県及び市の公費負担金の追加分でございます。

その下、款9項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金5億3,065万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算により、繰越金が確定したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出でございます。款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業1億1,449万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の介護給付費等の確定に伴い、介護給付費の財源となる介護保険料の余剰金を積み立てるものでございます。

その下、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金2億4,818万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の介護給付費等の確定に伴い、公費負担割合に基づき交付された国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金を精算し、余剰金を返還するものでございます。

その下、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金1億6,863万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度の介護給付費等の確定に伴い、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金を精算し、余剰金を一般会計に返還するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第70号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決をいたします。

議案第70号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第71号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課の野村です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第71号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ50万円を追加するものでございます。これは、指定管理者制度により運営しております明野デイサービスセンターやすらぎの固定納付金及び変動納付金が確定し、介護サービス事業特別会計の決算が確定したことに伴う補正予算でございます。

6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款8項1目1節1、説明欄1、繰越金50万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和4年度介護サービス事業特別会計の決算に伴い、繰越金が確定したことによるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金50万円の増額をお願いするものでございます。これは、繰越金の増額分を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第71号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第71号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決をいたします。

議案第71号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

[保健福祉部退室。こども部入室]

○委員長（中座敏和君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本です。どうぞよろしく願います。私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第67号のうち、こども部こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（変更）でございます。事項、「子ども・子育て支援事業計画策定委託」、期間、令和6年度につきまして、補正前限度額319万円を補正後限度額374万円とし、限度額について55万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年4月1日から施行されたこども基本法において、市町村が策定することとなったこども計画の策定委託料となります。このこども計画は、こども家庭庁が策定するこども大綱を勘案して策定することとされており、このこども大綱は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるものであり、これまで別々につくられてきた少子化社会対策大綱、それと子供・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱、これらを束ね、こども大綱に一元化されます。この方針を受けまして、本市においても令和6年度に策定する次期の第3期筑西市子ども・子育て支援事業計画、こちらをこども計画として策定することとし、従来の子ども・子育て支援事業計画の要素に加え、若者支援に関する内容を含めることを踏まえた計画として、令和6年度に策定するための増額の変更でございます。なお、計画策定の基礎データとなる令和5年度、今年度を実施するニーズ調査、こちらにつきましても、調査内容等を拡充する必要があるため、この後、歳出にて補正予算を要求させていただきます。

ページを返していただきまして、7ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、補正前限度額4億720万円を補正後限度額4億1,120万円とし、400万円の限度額の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの充実を図るため、1か所の放課後児童クラブを新設するための整備事業への補助の財源として起債をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から4段目、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄11、子ども・子育て支援整備交付金に2,014万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの充実を図るため、新設する放課後児童クラブ整備事業に係る国庫交付金でございます。

次に、下から1段目、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄7、子ども・子育て支援整備交付金に503万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどと同様に、放課後児童クラブの充実を図るため、新設する放課後児童クラブ整備事業に係る県の交付金でございます。

ページを返していただきまして、11ページをお開き願います。下から1段目、款22項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄2、放課後児童クラブ整備事業債に400万円の増額をお願いするものでございます。こちらも同様に、放課後児童クラブの充実を図るため、新設する放課後児童クラブ整備事業に係る地方債でございます。

次に、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。下から1段目、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄、子ども・子育て支援事業計画策定事業に432万3,000円の増額をお願い

するものでございます。これは、先ほど第3表の債務負担行為、子ども・子育て支援事業計画策定委託においてご説明いたしましたとおり、こども計画を策定するに当たり、既存の子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査、こちらの調査内容に加えて、調査の対象年齢、内容、対象者件数等を増加した調査が必要となるため、ニーズ調査に係る委託料を増額するものでございます。

次に、目2児童措置費、説明欄、放課後児童クラブ整備事業に3,022万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの充実を図り、高まる放課後児童クラブへのニーズに対応するため、1か所の放課後児童クラブを新設する事業者への補助金でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今、最後の説明の13ページのところ、ニーズ調査ですけれども、その拡充するという部分のもうちょっと詳しい説明、まずそこからお願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） まず、第3期筑西市子ども支援事業計画の対象者、こちらは未就学児から小学校在学児までが対象となっております。こども計画になりますと、子供・若者育成支援推進大綱、それと子どもの貧困対策に関する大綱、こちらが加わりますので、対象年齢が30歳未満までを対象としてニーズ調査アンケートを行うこととなります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

それで、これは委託事業なので、よくその委託の中身が市でできる部分と、それからできない部分というのがあると思うのですが、そういう調査だけならば、市のほうのデータでできるのではないかなというふうに思うのですが、その辺、委託内容とそれとの関係をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） お答えさせていただきます。

まず、調査の対象者、こちらは我々のほうで情報システム課が持っている住基のデータから無作為で抽出作業を行い、そしてその対象となった方に対して、調査票の入った封筒、こちらのほうを郵送することになります。コンサル事業者さんをお願いする最も重要な部分というのは、その回答に対して分析をして、統計を出していただいて、どの事業がこの後どれほど伸びるのか。例えばこの後、就業したいという母親が多く調査の結果現れた場合、保育のニーズを増やさなくてはいけないとかいう、そういう総合的な分析から細かい分析までをコンサルの事業者さんをお願いした上で、最終的にニーズ調査報告書というものを作成していただくこととなります。

以上です。

○委員（三浦 譲君） はい、分かりました。いいです。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 同じく、13ページの放課後児童クラブ整備事業についてお聞きしたいと思います。

これは、議案質疑で新設する事業者、学童保育しいの実クラブへの補助ということですが、この学童保育しいの実クラブは下館小学校区、竹島小学校区、養蚕小学校区などのお子さんたちを預かってくれる放課後児童クラブですが、ここが定員が増える、新設することによって定員が増えることで、この地区の放課後児童クラブのニーズにちゃんとしっかり応えられる、令和6年度の募集の人員に対して、不許可を出さなくて済むというような整備になるのか、伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁させていただきます。

まず、学童保育しいの実クラブの所属する小学校区、こちらが養蚕小学校区になります。ただ、卒園児の方で下館小学校だったり、竹島小学校だったりという方からもいらっしゃると思うのですが、やはり送迎の問題がございますので、主に養蚕小学校の子供が利用しております。学童保育しいの実クラブだけで定員のご説明をいたしますと、申告いただいている定員が48人に対して、現在52人の利用児童、4人を多く預かっているという状況でございます。

対象を広げまして、養蚕小学校区のエリアでご説明いたしますと、養蚕小学校区には4つの放課後児童クラブがございます。学童保育しいの実クラブと認定こども園大和保育園で実施している森の学校児童クラブ、それと認定こども園愛泉いずみこども園で実施しているいずみ児童クラブ、それと養蚕小学校の空き教室を使っている放課後児童クラブピーチ・キッズ、こちら4つがございます、その4つで考えますと、9月1日現在では17人の枠がありますので、小学校区として対応は可能かと考えております。

以上です。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（中座敏和君） よろしいですね。

質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第65号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について」審査を願います。

義務教育学校整備課から説明を願います。

市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備課、市塚でございます。座ってご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第65号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

すみません。一部改正の条例のほうを御覧いただければと思います。現行の筑西市スクールバスの運行に関する条例は、下館北中学校と下館中学校の統合に伴うスクールバスの運行について定めたものでございます。なお、令和6年4月に開校予定の明野五葉学園におきましても、前期課程の児童がスクールバスを利用することを予定しておりますことから、これに対応する規定を設けるために条例の改正を行うもの

でございます。

まず、第1条は、趣旨規定でございます。現行の運行目的は、筑西市立学校の統合により遠距離通学となり、または通学に新たな負担が生じる生徒の通学時における負担の軽減を図ることとしておりますが、「通学に新たな負担が生じる」という文言を削除し、「運行目的を筑西市立学校の統合により通学区が拡大した学校に在籍する児童生徒の通学の手段として筑西市スクールバスを運行する」と改正するものでございます。

次に、第2条の利用対象者でございますが、現行では、「スクールバスに自ら乗降できる者」と規定しておりますところを、「スクールバスの乗降場所において自ら乗降できるもの」と改正するものでございます。

また、第1項及び第2項において、これまで「生徒」としておりました対象者を小学生も加えた「児童生徒」と改めるものでございます。

なお、これ以降の条文で生徒と表記されている箇所につきましても、同様に改めるものでございます。

2ページのほうをお開き願います。第4条の運行内容でございますが、「乗降場所は、バス運行校のうち、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）にあつてはおおむね3キロメートル、中学校にあつてはおおむね6キロメートルの範囲外に設置するものとする」という規定を追記するものでございます。

附則といたしまして、第1項では条例の施行期日を令和6年4月1日とし、第2項では、許可の手続に関する規定その他スクールバスの運行に当たり必要な準備行為につきましても、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 2ページの第4条中の部分の2行目で、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）というふうにあつて、義務教育学校以外の小学校でも可能という意味合いと捉えていいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） お答えいたします。

義務教育学校はもちろん、例えば小学校同士の統合も今後少子化の影響で想定されると思います。小学校同士の統合によって遠距離通学となる児童が発生した場合には、スクールバスの運行についても救うものという表記となっております。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） はい、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、質疑ではないのですが、確認なのですが、第2条、自ら乗降できるものとなっておりますけれども、今、結構発達障害とか、いろいろな児童生徒いるのだよね。そうすると身体障害者は完全に駄目でしょうね。その点。発達障害で体は大丈夫なのだけれども、この精神的とか、そういうもので障害というか、そういった手帳は持っていないのだけれども、そういう方もいらっしゃる。そういう方もこれから外れるのですか。その確認です。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） お答えいたします。

自ら乗降できるもの、議員おっしゃいますとおり、障害を持っている方については、現在も親、保護者の方が通学の支援をいただいているような状況だと思います。なお、発達障害等によってスクールバスを自ら利用できるかどうかということにつきましては、その方の身体状況にもよるのかなというふうに考えております。その状況を勘案しまして、利用の可否については検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） その点は差別にも発展しますので、よく今後本当に難しい選別かと思うのですが、よく検討して実行してください。

○委員長（中座敏和君） 大丈夫ですか。

質疑を終結いたします。

議案第65号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第66号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の制定について」審査を願います。

地域交流センターから説明を願います。

海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター長、海老澤でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第66号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の制定について」ご説明いたします。

この件につきましては、令和4年8月18日、令和5年6月1日、そして8月21日の議会全員協議会での説明をさせていただきました。公民館運営方法の見直しについて、その見直し内容を条例案にまとめさせていただいたものでございます。なお、この見直しは、公共施設マネジメント推進方針や公民館運営審議会の答申を踏まえて見直すもので、本年4月以降、27回の自治会等への説明会を開催し、見直しに係る理解を求めてきており、おおむねのご理解をいただけたと考えております。

今回の見直しは大きく2つであり、1つ目が公民館からコミュニティセンターへの移行、2つ目は地域集会施設の連携となります。この背景としては、少子高齢化、人口減少社会の進展、公共施設の老朽化問題を抱える中で、地域の皆様が生き生きと活躍できる地域社会の実現が求められており、このための活動拠点として、地域の皆様がより集まりやすい環境をつくることや、より身近な場所での活動できる体制を整えることが必要と考えております。

それでは、制定条文を御覧ください。主なものをご説明いたします。条文の第1条から第3条は、名称が変わることで、設置目的等の根拠が変更となるものでございます。

第5条では、これまでの公民館運営審議会をコミュニティセンター運営委員会に改めるものでございます。

第7条の使用の制限では、これまでより使用制限を緩和し、物販等の営利活動を可能にするなど、より利用しやすい環境を整えるものでございます。

そして、大きく変わる部分が第15条、地域集会施設との連携です。より身近な地域集会施設で、市民活動や地域活動が行えるよう条文の追加を行っています。

そして、附則には、施行日を令和6年4月1日とすること、今回コミュニティセンター化されます公民館、協和ふれあい健康プラザ、協和転作促進研修センターの条例の廃止、公民館条例等の廃止に伴う経過措置を記載しております。

また、公民館運営審議会の名称がコミュニティセンター運営委員会に変わることに伴う報酬条例の改正、関連するしもだて地域交流センター条例の改正など、必要な文言調整をさせていただき内容となっております。

今回の公民館運営方法の見直しにつきましては、市民活動団体の活動を制限するものではございません。より活動しやすい環境を整えることにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

では、仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この件につきましては、本会議でも質疑が相次ぎましたけれども、要するに総合的に考えて、いわゆる公民館をこれまでよりもより使いやすくするというところで理解をしておりますけれども、今後利用に当たって、いわゆる利用する団体あるいは市民の方には多少の戸惑いあるいは不明な点が出てくるかと思うのですが、市民、いわゆる市民やその利用団体の方にどういうふうにしてこのことを周知今後していくのか、いわゆるアナウンス、具体的な方法としてはどういうふうなことが考えられますか。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

これから広報等活動ということで、広報紙含め、あとできる限りの周知をしてまいりたいと思います。これまで各地区自治会及び文化協議会、あとは利用団体、皆様に27回のご説明をいたしまして、大方ご理解をいただいているかと思っておりますが、これからも周知活動のほうは進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） あまり難しい行政用語の羅列ではなくて、市民に分かりやすく周知をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。答弁は結構です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 3点あるのですが、名称が公民館からコミュニティセンターというふうになると、今までよく公民館活動とひっくりかえって言っていたその呼び方が変わるのかどうか。例えばコミュニティ活動というのにも変わるのかとか、その辺のちょっと先ほど仁平委員も言っていましたけれど

も、戸惑いという部分が生じるのかどうか、それをお願いします。

もう1つは、地域集会施設との連携の部分なのですが、説明会をやって納得を得たという話ですけれども、その地域の施設もいろいろなので、その辺の了解の個別的な条件だとか、意見だとか、そういうのはどうだったのかというところ。

それから、最後には、市の予算としてはどこがどう変化するかなというところですが、例えば地域集会施設を使うと市から助成金が行くというとなると、今までなかった助成金という、そういう予算が必要になってくるのかなと思うのですが、その辺お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

名称につきましては、コミュニティセンター、若干長くなりますが、全てこちらに名称を変更させていただいて、各地区に設置してある看板等もコミュニティセンターに変更させていただきます。

事業等につきましても、今まで公民館活動という形で行ってまいりましたが、コミュニティセンター活動、ちょっと長くなってしまいますが、そういった形で考えております。

次に、地域集会施設につきましては、これから9月後半、10月にかけて各自治会宛てに地域集会施設を貸していただけるかどうかの意向調査を行います。それで、各地区でご協議いただき、貸していただける施設を対象といたしますので、私どもとしてはその結果を見て、利用者のほうに周知をします。施設の条件というものは特に定めておりません。理想としては、トイレが水洗だったり、空調設備が整っていたり、駐車場がたくさんあるような施設が利用者にとっては使いやすいのかなと思っております。

次に、予算でございますが、今まで各公民館利用するに当たりまして、公民館の利用団体、こちらを登録しております。登録していただいた団体さんにつきましては、公民館の使用料が無料となっております。これは、今までと変わりません。これから利用団体さん、各地区の施設をお使いになるときは、助成金といたしまして3,000円、これは市のほうから負担いたします。こちらにつきましては、新しい予算となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。やっぱり公民館活動というその活動のネーミングというのは、もう相当長い期間があって定着していると思うのですが、ここですらと変わると、横文字になるというところで、果たして年配者が使う人も多いですから、その辺何かもうちょっといいネーミングといいですか、公民館活動なら公民館活動そのままでもいいだろうしというふうにも思うのですが、その辺どうかなというところがまだ引っかかるところがあるのですが。

それから、市の予算としては、その助成金の部分だけですか。ただ、地域集会施設については、直してくれば使っていいよというようなことも出てくるでしょうから、そういったところの配慮といたしますか、予算も必要になってくる。なかなか大変ですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

公民館活動につきましては、同じネーミングで残して、徐々に変えていくような方向でまた考えさせていただきます。

予算につきましても、新たに先ほどお話しした助成金が係ってくるものと、あと各地区に設置してある看板、こちらの書換えにつきましても、次回の議会のほうに上程させていただきたいと思っております。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） このやっぱり地域集会施設なのですが、これはその児童館とか、集落センターとか、みんな補助が違うのだよね、ひもつきで。それと、使用料、私の自治会なんかでも、外部の人、自治会以外の人、自治会内の人で使用料全然違うのです。そういったこの使用料の問題なんかも地域集会施設の場合は各自治会でもあるし、施設によっても違うし、そういったものの統一というのはあるのでしょうか。

あと、申込みの方法、それは利用団体が直接その各自治会のそういう施設に、自治会に申し込むのか。そこら辺等これから混乱してくると思うのです。その点についてお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

自治会のほうの申込みにつきましては、これからアンケート等を取りまして、お貸しいただける自治会さんとも協議していくつもりでいるのですが、各自治会に利用者のほうが申し込むというような形で考えております。ほとんど一見さんというか、今まで利用したことのない団体が使うということがないと思いますので、近隣の団体さんの利用というのを考えておりますので、その辺は自治会さんのほうの、今、管理なさっている自治会、そのほか係の方がいるのであれば、その辺の調整をして直接申込みという形を考えております。

地域の施設の使用料につきましては、各施設500円ぐらいから1万円近い金額、地区によってばらばらでございます。これは、市のほうで協力していただくということで、一律3,000円、1日1団体、1回につき3,000円という形でご協力をいただいております。これをまた今回会議が終わりましたら、自治会のほうと協議を進めていきたいと思っておりますので、今のところ3,000円でご了解をいただいているような状況です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この使用料はかなり問題になってくると思います。よく自治会連合会と自治会、こういったところと調整して、あまり格差のないように、同施設の場合はあまり格差のないように調整取っていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） すみません。こちらは、全員協議会でもご説明いただきましたが、物販等の営利目的でも使用できるということで、でもプロは駄目とかというようなことだったかと思うのですが、その判断基準、線引きはどのように判断するのか。これは、こういう販売方法というか、この方はプロだとか、この方は例えばふだん料理教室なんかやっているけれども、「一日カフェ」はオーケーみたいな話だったので、その線引きの基準を伺いたいと思います。

もう1点は、暖房の使用料については、規則で定めるとあるのですが、この暖房器具の使用料について、ちょっと詳しくお聞きしたいのですが、ご説明をお願いします。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

営利目的につきましては、主に文化祭、こういったもので販売等を考えております。特に地域で迷惑になるもの、今までは貸出しをしなくて、こういった条例ができたので借りたいというような、一般の企業で個人的な利益につながるもの、こういったものはできるだけ貸出しはしないということで考えております。主に文化祭で皆さんがつくられた作品、そのほか文化祭でいろいろ飲食物などの販売、野菜の販売、こういったものを主に考えております。

暖房の使用料等でございますけれども、1日1回3,000円の助成金の中には、夜間の電気料、暖房、あとは空調、そういったものも含まれております。こういったものを込みということで、各自治会さんのほうにお願いしようかと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） そうすると文化祭での販売を主に考えているということで、例えばこれから起業を考えているような方が公民館を使って、例えばカフェとかを各地の公民館で定期的に行うとかというのは可能なのかということと、暖房の使用料は各自治会の施設を使ったときだけ、公民館を使ったときには空調の料金は取られないのか、伺います。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） お答え申し上げます。

販売につきましても、地域の事業者さん、こういったものが地域の振興のためにお使いになる分には問題ないかと思えます。特に今お話しありましたカフェ、そういったものは地域のにぎわいづくりにもつながるものがございますので、やっていただければ幸いかと思っております。事前にそういった活動するかどうかというのは、もう3年前になりますが、1度アンケートを取ったことがあるのです。ただ、そのときは申込みは全然ございませんでした。今、大田公民館のほうでもお弁当の配布とかもやっていますので、いろいろな使い方をしていただければ、コミュニティセンター、これから変えるのですが、使い勝手が今までよりよくなりますので、皆さんにPRして使っていただければと思っております。

あと、暖房等につきましても、公民館、あとはこれから使います地域集会施設、こちらにつきましてもその3,000円の中に含まれるものということで、各自治会の皆様にはご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） そうすると、公民館を使うときには、これから空調料が取られるという……

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） いや、かかりません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） かからない。自治会の施設に空調料がかかる場合は、その3,000円の補助の中からやっていただくという理解で。

先ほどの営利目的の件ですが、例えば本店、お店をちゃんと持っていて、臨時出張所みたいな形で公民館を使うというのは、プロというような扱いで、一般企業みたいになってしまっていて、使用はできなくなる

ということによろしいですか。

○委員長（中座敏和君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 個人的なもの、あとは個人の利益につながるもの、こういったものに関してはよく検討させていただいて、できるだけ地域の皆さんが利用できればと思っております。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第66号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決をいたします。

議案第66号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

次に、学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本でございます。よろしくお願いいたします。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算書10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄16、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金に262万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、校内通信ネットワークの環境改善業務に活用するための国庫補助金につきまして交付決定を受けましたことから、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、説明欄、教育情報化整備事業でございますが、先ほど歳入でご説明いたしました国庫補助金262万5,000円を財源に充当し、同額の一般財源を減額する財源の更正でございます。

次に、その下の行でございます。子ども議会開催事業の18万円を減額し、新たにまたその下の行でございますが、中学校主権者教育推進事業として18万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、これまで開催してきました子ども議会の事業内容を見直しいたしまして、新たに中学校主権者教育推進事業として事業の再構築を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 中学校主権者教育推進事業について伺います。

こちらは、議会の傍聴という話がありましたが、一部の生徒だけということで、ほかの方は録画したものであるということで、やはり議会を生で見ていただきたいと思うのですが、それには18万円ではなかなかできないかと思います。その点について全員傍聴させる機会を設けたりすると、幾らかかるとかということは検討されたのかというのが1点。まず、それ伺います。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

今回は、各学校10名程度の生徒さんに代表で見ていただくということで考えております。この10名の人数に関しましては、予算的な面ということよりは、議会日程の件と、あとこの件に関しまして、学校を所管しています指導課とか、学校の先生とご相談したところなのですけれども、やはり全員となりますと、中には議会傍聴を静粛にできないような可能性もあるということで、まずは代表の方に、生徒会役員さんとかの代表の方に傍聴をしてもらうということで、我々としなくてもできれば全員に見てもらえるような機会を検討していきたいと思いますが、今回まず最初でございますので、代表という形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 生徒会役員さんとかというお話ですが、それだと中学生を対象にした子ども議会と対象者があまり変わらなくなってしまうのかなというようなことも心配されます。また、1人1台のタブレット端末持っているので、議会の生配信なども議会の協力とか、いろいろ事務局の協力とかもあるかと思うのですが、その生配信などを利用して、傍聴に来られない子供たちにいかにリアルに議会を味わっていただくかというのもご検討いただきたいなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

今、質疑がございました議会の生配信につきましては、事務局のほうでも今の状況でできるかどうかというところを検討したのですけれども、今、ケーブルテレビさんが配信を行っておりますので、そのケーブルテレビさんとの契約、また学校へのそのケーブルの敷設、そういったところが必要になってまいります。それにはまたこれとは違った予算が必要になってくるかと思っておりますので、そういったところにつきましては、主権者教育の議会傍聴に限らず、学校のそういったケーブルテレビの受信環境の整備ということで、今後検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ぜひ主権者教育、大切な教育ですので、それにかける子供たちへの予算というのは最大限確保していただいて、子供たちの教育環境をよりよいものにしていただきたいと思っておりますので、学校でケーブルテレビ見られるようにするとかというのも、議会を生で見ることにもなりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明を願います。

市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備課、市塚でございます。座って説明のほうをさせていただきます。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

9月8日にお配りさせていただきました議案の訂正についての資料、併せて補正予算5ページを御覧いただければと存じます。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項、期間、限度額の順に申し上げます。なお、議案の訂正により、スクールバス乗降確認システムからご説明させていただきます。

「スクールバス乗降確認システム情報機器賃貸借」、令和6年度から令和10年度まで、478万円。「スクールバス乗降確認システム情報端末用SIM利用料」、令和6年度、72万2,000円。「スクールバス乗降確認システム利用料」、令和6年度、19万8,000円でございます。これは、来年4月から明野五葉学園においてスクールバスを運行するため、児童の乗降時や降車時の確認の徹底を図るため、乗降確認システムを導入するための債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。一番上になります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄、小中一貫教育推進事業に673万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、今年3月に閉校した下館北中学校の跡地利活用を図るため、土地建物の不動産鑑定及び敷地の境界確定測量を行う必要が生じたことから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、一番下となります項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業に770万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、来年度五所小学校において車椅子を使用する児童が入学する予定であることを受けまして、児童が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、1階会議室を教室に改修するための改修費及び車椅子対応のバリアフリートイレを新たに設置するための工事費について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、スクールバスの乗降確認システムについてちょっと詳しくお聞きしたいのですが、それは子供さんがバスに乗ったとか、バスを今降りたというような情報は保護者にまで伝えられるというようなシステムでいいのか、伺います。

もう1点が、小学校の改修で、五所小学校に車椅子の児童が入学するという事で改修ですが、ほかの学校の場合は、今後そういったことを想定して改修工事を行うのか、それともその都度そういった案が生じた場合に改修を行っていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） まず、スクールバスのアプリでございます。このアプリにつきましては、バスのほうにタブレットを設置しまして、そこにアプリを設置いたします。スクールバスを利用する児童の方がそのタブレットのアプリ、QRコードのリーダーがありまして、一人一人の児童にQRコード、個別のものを設定して配布いたします。QRコードを読んでもいただきますと、この子供が乗ったというところがそのアプリの中で確認できる。詳細につきましては、乗降所ごとに誰が乗るところ

もそれが消し込みできるようなものにもなっております、バスの運転手も確認できるものでございます。

なお、保護者の方は、それを登録することによって、ネットから開いていただいて確認することもできますし、メールを設定しますと、「乗りました」という通知が受け取れるようになっているシステムでございます。以上でございます。

すみません。あともう1点、五所小学校のほうの改修でございます。現時点、就学指導において指導課のほうとも協議をさせていただいて、今回の改修については決定させていただいたという経緯がございます。この児童の方については、その病気によって車椅子を利用すると、固定をすることによって自分で自立歩行ができない状態で車椅子が必要となります。3年から4年で治るということで、一般の方と一緒に生活ができる。特別支援学校のほうも見ていただいているみたいなのですが、その指導課のほうでの入学マニュアル上でも特別支援学校のほうの入学に当たらない方ということで伺っております。そういった事情も勘案しまして、指導課、当然我々義務教育学校整備課、あと財政課とも協議しまして決定したという経緯はございます。こういった改修を事前に見込むべきなのか、発生した段階で整備すべきなのか。当然15校全部を一斉に整備することは難しいというところもありますし、今後こういった整備が必要なのかにつきましては、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。今後バリアフリー化全てやるかどうかは検討ということで。

もう1つ、小中一貫教育推進事業の下館北中学校の件ですが、こういった不動産鑑定をやらなければいけなくなったためということですが、これは下館北中学校の利活用が決まったため、これを行わなければならないのか、これを行う理由についてお聞きしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 今現在、学校跡地につきましては、募集要項のほうを定めているところでございます。その定めていく中で、実は下館北中学校につきましては、法定外道路という道路があります。赤道とも言われるものですが、無地番地、道路が縦に縦断しております。当然地番もありませんし、面積もないものですから、表題登記といたしまして、番地を改めて振りまして、面積を確定する必要が生じたというところでございます。それによって貸与の場合であっても、貸与面積を確定する必要がありますし、そういった事務を含めまして今般は下館北中学校につきましては、境界測量、併せて不動産鑑定も行うとしたものでございます。

以上でございます。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 質問ではないのですけれども、今回スクールバス運行委託の経費で債務負担行為補正議案が取り下げられたということで、非常に戸惑ったのですけれども、国土交通省の通達によってこうなったわけですけれども、来年4月もう明野五葉学園のスクールバス運行するわけですから、今後速やかにこの件については対応をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第67号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第67号について討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育員委員会の審査を終了します。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） 以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時17分